## ◎新潟県教育委員会訓令第2号

教育庁本庁 県立 学 校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程(昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

## 新潟県教育委員会

## 教育長 池 田 幸 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改 正 後				改	正	前	
別表第2	(第36条、第36条の2関係)		別	表第2(	第36条、	第36条の2	関係)	
番号	学校の名称	記号		記号		学校の名称	沵	記号
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)			(略)
				60	新潟県	立川西高等等	学校	川高
<u>60</u>	(略)	(略)		61	(略)			(略)
<u>61</u>	(略)	(略)		62	(略)			(略)
<u>62</u>	(略)	(略)		63	(略)			(略)
<u>63</u>	(略)	(略)		64	(略)			(略)
<u>64</u>	(略)	(略)		65	(略)			(略)
<u>65</u>	(略)	(略)		66	(略)			(略)
<u>66</u>	(略)	(略)		67	(略)			(略)
<u>67</u>	(略)	(略)		68	(略)			(略)
<u>68</u>	(略)	(略)		69	(略)			(略)
<u>69</u>	(略)	(略)		<u>70</u>	(略)			(略)
<u>70</u>	(略)	(略)		71	(略)			(略)
<u>71</u>	(略)	(略)		72	(略)			(略)
<u>72</u>	(略)	(略)		73	(略)			(略)
<u>73</u>	(略)	(略)		<u>74</u>	(略)			(略)
<u>74</u>	(略)	(略)		7 <u>5</u>	(略)			(略)
<u>75</u>	(略)	(略)		76	(略)			(略)
<u>76</u>	(略)	(略)		<u>77</u>	(略)			(略)
77	(略)	(略)		78	(略)			(略)
78	(略)	(略)		79	(略)			(略)
79	(略)	(略)		80	(略)			(略)
80	(略)	(略)		81	(略)			(略)
(略)	(略)	(略)		<u>81</u> (略)	(略)			(略)
特 5	新潟県立西蒲高等特別支援学	(略)		特 5		立西蒲高等特		(略)
	校			14.0	校	工四佣同寸1	可加入1反于	(
特 6	新潟県立川西高等特別支援学	川高特						
	校							
特 7	(略)	(略)		特 6	(略)			(略)
特8	(略)	(略)		特 7	(略)			(略)
特 9	(略)	(略)		特8	(略)			(略)
特10	(略)	(略)		特 9	(略)			(略)
特11	(略)	(略)		特10	(略)			(略)
特12	(略)	(略)		特11	(略)			(略)
特13	(略)	(略)		特12	(略)			(略)

特14 特15 特16 特17 特18 特19 特20	(略) (略) (略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略) (略) (略)	特13 (略)   特14 (略)   特15 (略)   特16 (略)   特17 (略)   特18 (略)   特19 (略)   特20 (略)	(略) (略) (略) (略) (略) (略)
<del>特21</del>	(略)	(略)	<u>特20</u> (略)	(昭各)